

# 「事業系ごみ」適正処理作戦



「事業系ごみ」じゃないか？

それはどこから出たごみだ？

それは……

え？

……どこで食べた？

たっ、ただのコンビニ弁当の食べた後の容器ごみだよ

お昼に……会社で……

「事業系ごみ」というんだ!!

それを……

ズキッ

会社や自営業（農業や個人商店を含む）から出たごみは「事業系ごみ」と言い、町内などの集積所に出すことはできません。

事業系ごみの処理方法② 事業者が自ら運搬・処理する

○名称 **クリーンプラザよこて**  
 ○所在地 横浜市柳田字中村126番地  
 ○電話番号 0182-23-6146

○案内図



北側・南側のどちらの入口からも入場することができます。

クリーンプラザよこてにごみを自己搬入することができます

【搬入時間】 午前8時30分から午後4時30分まで  
 【搬入日】 毎週月曜日から土曜日及び毎月第3日曜日（ただし1月1日～3日は搬入不可）  
 【搬入手数料】 10kgあたり130円（税込）（粗大ごみ、一般ごみ、事業系ごみ全て一律料金です。）



【搬入の手順】

- ① 計量棟で受付票に記入していただいた後、車にごみをのせたまま重さを量り、ICカードを受け取ります。
- ② 緑色の通路を走行してリサイクルセンターに入り、搬入したごみを係員の指示に従い降ろします。
- ③ 再度計量棟に行きICカードを渡した後、処理手数料を支払って終了です。

【搬入のルールと注意事項】

- 横浜市内の住宅から出た家庭ごみ、または横浜市内の事業所などから出た一般廃棄物のみ搬入可能です。（産業廃棄物は搬入できませんのでご注意ください。）
- 搬入したごみは全て係員の指示に従って、**ご自分で降ろしていただきます。**
- 混雑時には渋滞が発生し、待ち時間が長くなります。他のお客様へのご迷惑にもなりますので、**あらかじめ分別した状態での搬入**をお願いします。
- クリーンプラザよこてで処理できないごみを搬入された場合は、持ち帰りとなりますのでご了承ください。

ルール①

事業系ごみは町内などの**集積所には出さない!**

ルール②

事業系ごみはルールに則って**適切に処分しよう!**

以上だ。事業系ごみの適正処理について、おわかりいただけただろうか……

ご相談・お問い合わせ先  
 横浜市生活環境課 廃棄物対策係  
 電話：0182-35-2184

# 事業系ごみ(事業系一般廃棄物)とは…

事業者が行う事業活動に伴い生じた産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。



～事業所等から出る一般廃棄物(事業系ごみ)の例～



**事業系ごみの処理は、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。**

■事業活動から発生したごみは、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(第3条)において、事業者が自らの責任で適正に処理しなければならないと定められています。また、『横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』(第4条)においても、同様に定められています。

ごみそのものは一般家庭で出ると同じでも、**会社で出たらそれは「事業系ごみ」**だ…

あなたが持っているそのごみ、「事業系ごみ」だったら…

## 「事業系ごみ」の適正処理の方法

### 事業系ごみの処理方法① 市の許可業者に収集運搬を委託する

■事業者がクリーンプラザよこてに直接ごみを搬入できない場合は、市が許可している下記一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬業務を委託してください。  
※各業者には許可区域がありますので注意してください。

#### 【横手市一般廃棄物収集運搬許可業者】

令和4年5月1日現在

事業者	所在地	電話番号	許可区域
有限会社 横手クリーンセンター	横手市前郷字上在家36番地1	33-7790	横手・山内
ヨコウン 株式会社	横手市卸町8番14号	32-3667	横手・雄物川
株式会社 ミタケ	横手市下境字日向121番地1	33-4433	横手
株式会社 岡本産業	横手市明永町6番10号	32-4172	横手
株式会社 山本産業	横手市杉沢字中杉沢592番地5	32-3170	横手
有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市93番地1	32-4171	横手
有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根81番地	33-4006	横手
有限会社 太陽環境保全	横手市柳田字新藤190番地17	32-2033	横手
あさひ運送	横手市南町9番8号	33-2590	横手
富田商事	横手市駅南一丁目4番3号	33-7475	横手
サトウクリーンセンター	横手市平鹿町浅舞字浅舞39番地	24-1088	平鹿
五十嵐建設 株式会社	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川12番地2	24-3555	平鹿
有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉37番地	42-0575	増田・十文字
株式会社 斎久	横手市十文字町十五野新田字増田道東85番地1	42-3686	十文字
中央サービス	横手市十文字町梨木字海道下130番地	42-2437	増田・十文字
有限会社 佐藤清掃	横手市増田町荻袋字荻袋48番地	45-5057	増田
合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島308番地2	26-3173	大森・大雄
株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑439番地	22-4191	平鹿・雄物川 大森・大雄
有限会社 西部環境保全	横手市大雄字樋脇80番地	52-3067	大森・大雄

※市の収集運搬許可を受けていない運送会社等は、収集・運搬ができません。

# 産業廃棄物とは…

【産業廃棄物の種類】

区分	具 体 例
① 燃え殻	石炭から、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
② 汚泥	下水道汚泥、パルプ廃液汚泥、建設汚泥、製造・廃水処理で出る汚泥 等
③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤、全ての廃油
④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸等の全ての酸性廃液
⑤ 廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アルカリ性メッキ廃液等全てのアルカリ性廃液
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、廃タイヤ、全ての廃プラスチック類
⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず 等
⑧ 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず 等 全ての金属類
⑨ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器、レンガ、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く)、石膏ボード等のくず
⑩ 鋳さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす 等
⑪ がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片等
⑫ ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん機ダスト等
⑬ 紙くず	建設業(工作物の建設又は除去)、紙製造業、製本業、出版業等から排出される紙くず
⑭ 木くず	建設業(工作物の建設又は除去)、木材又は木材製造業等から排出される木くず物品賃貸業に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレット等
⑮ 繊維くず	建設業(工作物の建設又は除去)、製糸業、紡績業、織物業等から排出される天然繊維くず
⑯ 動植物性残さ	食品製造業等から排出される原料として使用された固形状の不要物
⑰ 動物系固形不要物	と畜場等から排出される獣畜および食鳥に係る固形状の不要物
⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

事業から出るごみは二種類に分けられる。「産業廃棄物」と、「一般廃棄物(事業系ごみ)」だ。

先に「産業廃棄物」を見てみよう…

### WARNING!

事業系ごみを集積所に出す行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(第16条)「不法投棄」にあたり、罰則の対象となります。

## 廃棄物の区分



法令に定める20種類の産業廃棄物(詳細は左記参照)  
※ごみ集積所へ出すことも、クリーンプラザよこてへ持ち込むこともできません。

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないもの(処理方法は3P～4P参照)  
※ごみ集積所には出せません。

一般家庭の日常生活に伴って発生する廃棄物

これらは、一般家庭からは出ないような物ばかりだから、産業廃棄物なんだと分りやすいな…

仕事をする場所から出た、これら特殊なごみ以外のものは全て「事業系ごみ」ということになる

「産業廃棄物」に分類されるごみは、産業廃棄物処理業者へ処分を委託(有料)するか、県の産業廃棄物処分場(大仙市協和)へ自己搬入(※)してください。  
※事前に横手保健所(45-6139)へ相談してください。